

# 道内事業所の人手不足が深刻な職種に 就労する皆さま・雇用する事業者の皆さまに 奨励金・支援金を支給！



北海道では、求職者の方が道内事業所の人手不足が深刻な職種に就職し、一定期間以上勤務した場合、就労者及び事業者の双方に奨励金等を支給します。

## 支給内容・対象者

就労者	募集数 500人	事業者	募集数 400社
<b>奨励金 10万円</b> ・離職期間が1か月以上あり、道内事業所の対象職種に就労し、労働時間が週20時間以上かつ31日以上の上の在職実績がある方 + <b>加算金 10万円</b> ・離職期間が1年以上ある方		<b>支援金 10万円</b> ・道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所(道内事業所)を有する法人又は個人事業主であって、左記就労者を雇用した事業者	

※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。

※令和8年(2026年)2月20日以降に新たに募集された求人に対する就労に限ります。

※奨励金、加算金、支援金は、それぞれ1者1回限りです。(同一事業者による雇用数には制限はありません。)

※勤務日が早い順に支給を決定します。予算の範囲内で支給するため、申請が予算を超えた場合は、申請受付期間内であっても受付を終了します。

## 対象職種

「008建築・土木・測量技術者」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、「059警備員」、「071製品製造・加工処理工(金属製品)」、「075機械整備・修理工」、「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」、「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

(第5回改定厚生労働省編職業分類による)

## 対象期間

令和8年(2026年)4月16日～8月15日

※本期間内に雇用契約締結(※勤務初日は7月16日まで)かつ31日以上の上の在職が必要です。

## 申請受付期間

令和8年(2026年)4月16日～9月15日

※申請期限は勤務初日から2か月以内です。

